

文化芸術推進会議の設置について

平成 29 年 11 月 10 日
関係府省庁申合せ
令和 4 年 4 月 25 日
一部改正

1. 目的

「文化芸術基本法」第 36 条及び「文部科学省設置法」第 18 条に基づき、文化庁による総合調整の下、関係府省庁が文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2. 組織

(1) 推進会議は、文化庁長官の下、次に掲げる者をもって構成する。

内閣官房内閣審議官

内閣府知的財産戦略推進事務局長

総務省大臣官房審議官（情報流通行政担当）

外務省大臣官房国際文化交流審議官

財務省関税局長

文部科学省大臣官房総括審議官

文化庁次長

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

経済産業省商務情報政策局長

経済産業省商務・サービス審議官

国土交通省総合政策局長

観光庁次長

環境省大臣官房審議官

(2) 推進会議に議長を置く。議長は文化庁長官をもって充てる。

(3) 推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3. 幹事会

推進会議を補佐するため、関係課室の課室長等（別紙）を幹事とする幹事会を置く。

4. 庶務

推進会議の庶務は、文化庁において処理する。

5. 雑則

前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議において定める。

(別紙) 文化芸術推進会議 幹事会

内閣府知的財産戦略推進事務局企画官

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長

外務省大臣官房文化交流・海外広報課長

財務省関税局監視課長

文部科学省大臣官房政策課長

文化庁政策課長

文化庁企画調整課企画調整官

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課長

経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課長

国土交通省総合政策局政策課長

観光庁観光地域振興部観光資源課長

環境省自然環境局国立公園課長